(仮称)江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例案の概要

(1)条例制定の目的

手話を含む障害者の意思疎通手段について、それぞれの障害特性に配慮した意思疎通手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的とします。

(2)用語の定義

①障害者
障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとします。

②社会的障壁
社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとします。

③意思疎通手段
意思疎通手段とは、手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆及び代読、重度障害者用意思伝達装置、その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段とします。

④区民
区民とは、区内に居住する人だけでなく、区内で働き、学ぶなど、区内で活動するすべての人とします。

⑤事業者
事業者とは、区内において事業活動を行う法人、その他の個人、団体とします。

(3)区の責務、区民及び事業者の役割

①区
区は、障害への理解促進及び意思疎通手段の普及に関する施策を推進するものとします。

②区民
区民は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

③事業者
事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるとともに、利用しやすい環境整備に努めるものとします。

(4)施策の実施

区は、次の施策を推進するものとします。

①普及啓発
意思疎通手段の普及のための啓発

②環境整備
意思疎通手段の利用に資する環境整備

③習得機会
意思疎通手段を習得する機会の提供

④情報発信
意思疎通手段による情報の発信

▲ろう者がこどもたちに手話を教えている様子(写真は江東ボランティアまつり)

▲パソコンの動作確認をする要約筆記者たち(写真は江東区障害者福祉大会)

▲障害者スポーツの体験(写真はこうとうこどもスポーツデー)

区民説明会

条例案の概要の説明会を開催します。
(各回とも同じ内容、手話通訳・要約筆記あり)
時 場 右表のとおり
申 当日直接会場へ

説明会開催日時等

開催日	時間	場所
8/21(水)	18:30～	江東区文化センター5階 第6～8会議室(東陽4-11-3)
8/28(水)	13:30～	総合区民センター7階 第4・5会議室(大島4-5-1)

条例制定スケジュール

8/11(日・祝)	8/21(水)・28(水)	9/1(日)	令和2年2月	4月(予定)
パブリックコメント開始	区民説明会	パブリックコメント締切	条例(案)を区議会へ提案	条例施行

条例案のイメージ

区	責務	障害への理解促進 意思疎通手段の普及に関する施策を推進
区民	役割	区が推進する施策に協力するよう努める
事業者	役割	区が推進する施策に協力するよう努める 利用しやすい環境整備に努める

(仮称)江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例案(概要)へのご意見をお聞かせください。　意見募集締切:9/1(日)必着

(きりとり線)

氏名	
住所	
年齢	20代以下　30代　40代　50代　60代　70代以上

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

(きりとり線)